

平成29年度第1回小田原市文化財保護委員会 会議概要

日 時 平成29年7月25日（火）午後1時30分～4時

場 所 小田原市役所 第3委員会室

出席者 文化財保護委員

相澤委員（委員長）、勝山委員（副委員長）、大谷津委員、岡本委員、鳥居委員、平田委員、松蔭委員、吉田委員

※欠席委員 岩橋委員、吉良委員

小田原市

教 育 長：栢沼教育長

文 化 部：関野部長、遠藤副部長

文化財課：鈴木課長、山口副課長、内田副課長、高橋副課長、三上主査、
下澤主任

- 1 開会
- 2 委嘱式
- 3 教育長あいさつ
- 4 委員紹介（自己紹介）
- 5 職員紹介
- 6 正副委員長選出
- 7 議事

（1）報告事項

- ア 平成28年度文化財課主要事業の結果について
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

（委員）

14番の早川石丁場群整備事業では「シンポジウムや遺跡見学会を開催」ということだが、7番の遺物整理事業以外にも定期的に何かやっているのか。

（事務局）

これは保存活用事業を利用して、早川石丁場群のシンポジウムと遺跡見学会を開催したということである。昨年度は、2つの事業を一緒にやった形であり、別々にやったものではない。

(委員)

前の小伊勢屋だったところも入っているか。

(事務局)

前の小伊勢屋だったところの調査地点はNO. 1の集合住宅新築工事。小伊勢屋は旧東海道に面したところに位置しており、小料理屋になっていたところである。

(委員)

先日天神下の堀になるところを見せてもらったが、調査している人からあれは今までの図面とは相当違う方向に曲がっているという話を聞いた。曲がっている方に行くと小伊勢屋の方に行くかと思うが、どうなのか。

(事務局)

今年度、調査をしている場所は旧城内高校の南側、三の丸新堀の発掘調査を行っていて、そこに障子堀が出て、国道1号の方に向かって約90度曲がっている状況がある。ただ、三の丸新堀は城絵図で見ると清閑亭の脇を通って、最終的には報徳博物館の方へ行くというのが描かれているので、国道1号をまたいでそこまで延びているということはないのではないかと考えている。

(委員)

何年前かに市が清閑亭の上の方も発掘した。そうすると、図面とは違うのが出てくるのではないかと。低地の方は今まで総構のイメージはなかったが、曲がっていくというのは、また曲がって戻るかもしれないけど、堀がつながる可能性というか、低地を取り込むものを造っているんだなという感想を持った。

(委員)

4ページのNo.1の小伊勢屋のところにも、障子堀と思われるものは出ていなかったか。

(事務局)

NO.1のところも、一番下の堀については、確かに障子堀の形態があったかと思う。隣を10年ほど前に調査したときも、この堀にはつながるものではないが、別の堀として、障子堀が確認されている。

(委員)

NO.2の方には、障子堀とわざわざ書いてあったように思う。これを見て発表する人

はないと思うが、後で分かりやすいように障子が出たということは書いておいた方がいいと思う。上から3行目「中世：堀2」と書いてあるが、障子堀かどうかわかっているのか。

(事務局)

こちらは外部の組織が調査したので、調査したところの文言をそのまま引用していて、こちらで十分精査できなかった部分である。

(委員長)

障子堀と確認が取れればここに書いてあった方がいいと思う。

(委員)

3ページまでは備考欄に工事立会とか外部機関本格調査とか、その後の処理対応に類するものを書いてあるが、4ページの外部委託についても、出てきたことによって、どういうふうな対応をしたのか、メモ的でも書いてあるとわかりやすい。

(事務局)

今後、遺跡の状況はお伝えするようにする。

(委員)

4ページ3番の陸上競技場。「中世：堀1」と書いてあるが、今まで例のないような堀の規模だが、これについては文化庁や県など、発掘調査の時点で実地に遺構を見るとか、相談・報告みたいなものはあったのか。

(事務局)

こちらは特に県や文化庁に報告していない。

(委員)

発掘で分かった内容が谷戸に向かって出ているということも含めて、今まででは考えられないような規模の堀であるということ。今まで総構は尾根を鉢巻状に回っていくとか、横断するということだが、競技場の中腹の毒榎平北側の堀から、競技場の窪地に向かって豎堀状のようであり、窪地の堀切のようである堀が、あれは堀底で、想定でいくと20メートルくらいか。深さかな、どっちか。非常に規模が大きいというのが小田原高校のところや、新堀の三の丸の堀Ⅱとか。総構はもともと堀は大きいのだが、あんな谷戸地を取り込む地形のところ、しかも谷戸の方に向かって巨大すぎる堀が入っていることと言うと、「試掘」と書いてあるので、試掘ではしょうがないかとは思いますが、それ

で得られる知見というのは、その後、結果的に埋め戻してラグビーコートを造成するための整備に移ったのだらうと思うが、あれを発掘しているときに百姓曲輪の件もあるので、谷戸側に対して、今まで絵図にはあるんだけど、初めて実際に目の目を見た、なおかつ予想を超えた規模の堀だということで、私は声をかけてもらって見たが、こういうときは国や県にそういう今後の参考のためにも見てもらうような働きかけはあるのかなと思ったのが、ないのか。

(委員長)

民間の発掘業者に委託しているということで、この辺との連絡とか、もう少し密に。重要遺構などの後の処理をどういうふうにするか、重要ということ自体も見極めないといけないが、この辺はより慎重にやっていただければと思う。

イ 平成29年度文化財課主要事業の予定について
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【質疑応答】

(委員)

2(2)文化財保存・管理事業 ア「紹太寺枝垂桜樹勢回復事業補助」の主体はどこか。

(事務局)

紹太寺である。

(委員)

私は植物の専門ではないのでわからないが、桜の根張りの部分まで考えると、紹太寺所有地の範囲ではおぼつかないかと思うがそれはどうか。そうしないと本当の意味の樹勢回復にはならないのかなと考えるがどうか。

(事務局)

枝垂桜の用地の半分は市の土地になっている。今回は市の所有部分も含めて、根の張っているところ全体に活力剤を撒くことになっている。

(副委員長)

何年前に、所有者が木自体に活力剤を打っていたが、それはまだ継続しているのか。

(事務局)

今は、やっていない。

(副委員長)

以前、周りのかぶってきてしまう木も切った。それくらいしかやりようがないかと思う。

(委員)

樹勢強化剤というのは付け焼刃だと思う。土そのものとか根の診断とか含めて。おそらく根の範囲は枝の範囲だと思うが、さらにその先端にもあると、私は果樹をやっているんで、土そのものをなんとかしないと、強化剤では限界、またやるんだろうと思う。

(事務局)

数年前に樹木の診断をしていただいている。ある程度、土壌自体には栄養素が行き届いているとご回答いただいている。

(副委員長)

老木で、中も傷んでいるのを土壌改良だけで何とかできるかという、それはかなり難しいと思う。前の勢いに戻ることはなかなかないだろうと思う。きっと木自体もかなり限界なのだろう。

(委員長)

樹木医の指示で、今回は土壌をやるのか。

(事務局)

今回のことについては、所有者が「この栄養剤を撒きたい」という希望があって、それを散布することに対する補助である。

(委員長)

所有者との関係はいろんなものに出てくるが、そうすると今はあまり有効な手段はないということか。

(副委員長)

ないと思う。業者が所有者に売り込みに来るのか、前の時は静岡の方の業者で、木に直接やるというから、見に行つてどうなのかと思ったがどうしてもやりたいということだったので。それがまだ続いているのかなと思ったが。何年かはそれで様子を見てみようということですかね。

(委員)

土壌の栄養素のレベルでは、本当の樹勢回復はできないと思う。根の周辺に生息している生き物はどうか、微生物まで含めてきちっとした見識のある見解を出してもらわないといけない。ご老体の木だけに栄養剤を入れるとか、強化剤を自分で吸わせるということではなく、微生物によって助けられるという考え方をしないと、枝垂桜任せの対処は難しいと思う。

(委員長)

今後はいろんなことをやって様子を見るということしかない。

(副委員長)

人が踏み込むでもなく、周りの条件が悪いわけではないが、簡単に回復するわけでもない。今のところ、致し方がないということかと思う。

(委員)

植物の勢いというのは、本来は土中の微生物によって勢いが出てきているので、その辺までの見解を持てるような方がいらっしゃるのか。

(副委員長)

あの木自体の樹齢、桜の木自体、エドヒガンという、あの種の桜は割と長生きするのだが、あのサイズになってきて、木自体が傷んできたのを回復させるというのはかなり難しい話である。僕は前から言っているが、天然記念物だったら、植え継いでいくような態勢を。小田原城の御感の藤もそうだが、静岡のある所の藤は枯れそうなのが国の天然記念物で、見事なのが県の天然記念物で、その下に市の天然記念物が待っている、そうやって植え継いで、ずっと藤の天然記念物として保っている。本来藤だって、そんなに長生きする木ではないしそういうことが本来やられていなければいけないので、百年後を見ていないところはその一代で終わってしまう。それはやむを得ない。紹太寺のところのも、あの木から育成した若い木を周りに植えていっているんで、あれが50年後100年後どうなるかということになっていくと思う。あの木を生き残らせることはできるけれど、状態を若返らせることは不可能である。それはどれもみんな同じ、高長寺のハクモクレンもそうだけど、完全に枯れたわけではなく根元には若いのが出ているけど、若いのを伸ばしたって、太さから言ったら結局は苗から始まったのと同じである。だから大きい木の状態を維持するのはもう不可能。

(委員)

そういう観点からして、樹勢回復事業と書いてあるんだけど、回復しようとしているのは市とか紹太寺とか専門家を含めての事業計画があつてではなくて、紹太寺が土に何かするよというのが、そういう対応は枝垂桜も見捨てられているような気がする。もうちょっと何とかなればいいなと思う。これは意見です。

(委員長)

他の市町村でも指定の樹木が枯れそうだというのはいくつもあつて、今、勝山副委員長が言ったように、木も寿命があるんだということもあつたが、結局枯れてしまったというのも何件か知っている。横にあつた芽を移して、というのは、市の指定の木から生まれたものだけれど、指定にはならないだろうし、この辺はいろんなところで難しい問題になっていると思うが、所有者とコンタクトを取りながら良い方向に進めてもらうというところをお願いできればと思う。

ウ 古代千代寺院跡研究部会について

事務局と岡本委員より、資料に基づく概要説明を行った。

【成果の内容についての説明】

(部会長)

200 ページ以上になったことを感謝します。原稿を書いたから印刷まで時間がかかったのは、私が書きすぎたものだから、瓦のことなどを省略してこんなふうになった。1958年の石野先生と大岡先生の仕事を世に出していきたいということでがんばった。大岡先生の資料は川崎市立日本民家園に、一緒に調査した赤星先生のは県の埋蔵文化財センターに、小田原市にも貴重な古文書が残っていた。今まで知らなかった調査結果が出てきたりして、3年にわたる長い調査を断続的にやっていた。これらがまとまって今後議論できる材料が出来たと思う。最近、先ほどの埋蔵文化財の調査でも、千代の周辺にたくさんあるが、それを図面にしたのが付属の地図である。寺の規模とかそういうことについては、結論を鈴木亘先生に書いていただいたが、執筆者によっていろいろ違う。

私は法隆寺式の伽藍があつたと以前書いたことがあるが、鈴木亘先生は四天王寺式になると言っているし、田尾先生はもっと地方的な寺院ではなかったかと書いている。私が今思っているのは、この地図の左上側に中心部があります。周辺を入れているので偏っているが、左側のK 2やK 3が大岡先生の発掘した場所です。そこに一つ大きな建物があつたということは今認めてもいいと思う。その後、この図面のM35、M33 地点で、主要建物跡、版築という建物の基礎を作った立派なものが小田原市の発掘で見つかった。確実なものは今のところその二つがある。もう一つ、その東側に仲ノ町第Ⅳ地点N 4で南北方向の区画溝が見つかっている。今のところ、周辺の区画する施設は、N 4の区画溝がある。これらから寺の伽藍と想定すると、結構大きくて、200メートル四方の規模

ができるかなと今思っている。相模の国の寺院は100メートル四方と想定されているものが多いが、その倍になる。小田原の場合は、坂東、関東の入り口というところで特別な意味がある、そういう場所の寺院でもある。今年になって1、2カ月前に、千代の寺院跡の北の方、この地図でいうとN14の上の方にあるが、その隣接地で大型の建物跡が見つかった。これは今年の調査なので発表はまだ先になるが、この寺院より少し前の一段階古い時期の建物が北側で見つかった。寺院跡の北にあるというので面白いと思っている。あと、下曾我や高田で東海道になるかもしれないという道の跡が見つかって、それを結ぶ中間点にこの寺院が位置しているので、おもしろい状態になってきているわけです。こういう本ができたことをきっかけに、史跡として指定できるような方向に、何とか小田原市教育委員会としてがんばってもらいたいというのが私の要望です。最後は非常にしんどかったが、楽しい仕事をさせていただきました。ありがとうございました。

【質疑応答】

(委員長)

全体を眺めるのは無理かもしれないが、ここへ行くと、ここが見られるといったような場所はあるのか。写真が最初に出ているが、そういうところで見学会とか予定はあるのか。

(委員)

前に火の見櫓があった、今、台ノ塚という場所に忠魂碑が立てられているが、そこに教育委員会の説明板が作られており、そこは見る事ができる。その北側の場所が、戦後、新制中学校を作るときに、土取りの場所として土を掘った。それが鬼瓦出土の場所である。その隣接地の発掘調査が、大岡先生などを中心として実施された。それ以前に市の方で日本大学の軽部先生を中心に発掘の計画があり、県と市と日本大学と国大等が、合同で調査したわけである。

(委員長)

国史跡になるとそれなりの残存地がないと厳しいでしょうから。

(委員)

残存地としては、大岡先生の発掘した場所の北側の崖がまだ残っている。私が注目したいのは、台ノ塚の西側の畑が残っており、ここにも一つ大きな建物跡が見つければ、もしかしたら200メートル寺院説が証明できるかもしれない。調査すべき場所がいくつかある。寺院跡は住宅開発で今はほとんど民家になっている。

(委員長)

長い間ご苦勞様でございました。他に、この件について吉田先生いかがか。

(委員)

本当にご苦勞様でございました。すごいです。この写真と、それからこの配置図みたいなものはどなたが書かれたかわからないが、ぴったり合わせられたのではないか。このカラー写真はどういうふうに見たらよいか。

(事務局)

こちらの地図は、ちょうど写真が正規に見る形だが、この正規の形の上を左側に回転させた方向。これが航空写真で見ている絵になる。この太い道路が上下に、縦に延びるような形で、写真の真ん中に斜め左上に延びていく道が、ちょうどこの太い道路になる。

(委員)

そうすると、この大事なところは今のところは田んぼか。

(事務局)

もっと上に上がったところである。田んぼはこの下。この真ん中の縦の道の両側が非常に重要な場所というふうになる。

(委員)

M33 で主要建物が発見されている。

(事務局)

その左側に台ノ塚というふうにM3がある。

(委員)

いろいろ説があった。M3に建物を考える説は、厚木の前場幸治さんが考えた説である。前場さんの資料は、明治大学に今入っている。

エ 史跡小田原城跡調査整備委員会植栽専門部会について
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

【補足説明】

(副委員長)

始めはボタンの掛け違いで始まったような気がするが、最終的には委員会を通じてこの小田原城の植栽というのは原生的な自然の保護とは違って、ある意味都市公園的なもの

のと、管理が行き届かずにはいっぱい茂ってしまったというところがあったと思う。結局今のような樹木というのは時間が経てば回復してくるが、遺構は一度壊してしまうと作り直すことができないので、その辺を6年間かけてじっくり皆さんに理解していただいたというところではないかと思う。最後の方では、ある程度切っても回復してくるものなので、その辺のところでは収まってきたのかなと思う。

ただ、また忘れるときっと繰り返し同じことが出てくる気がするので、日常的に、天守閣が見えるような、あるいは景観的に城址公園としてのこのような景観が見えるということを目指して、手を入れていかないと、伸び放題になってしまうし、それに目が慣れたところで伐採すると、「みんな木を切ってしまうのか」となって、また反対が出てくるだろうと思う。その辺のかじ取りを今後もちろんと続けていってもらえれば。遺構が壊れないような範囲内のいい緑の状態を維持していくというところが肝だと思う。そういう意味での教訓だったと思う。

(委員長)

長い間、これは懸案であったわけだが、勝山副委員長が今お話の、そうすると、木をある程度伐採をしていくようなことでよいか。

(副委員長)

そうです。ある程度は切りながら、小田原の中心街の貴重な緑だから、遺構に悪い影響を与えない範囲内でそれを維持していくということ。緑を大事にしている人もいるし、遺構を重要視する人もいるだろうけれど、ただ、遺構は一度壊してしまうと元に戻すことはできないが、緑の方は10年20年経てばずいぶん濃くなってくるし、枝を落としたものも数年経てばいつ切ったかわからないくらい伸びてくるので、その辺を相手に理解してもらいつつやっていく。景観的に小田原城の中のここを見せるために、ここを切っていこうというのに一定の理解は得られたと思う。まだ御用米曲輪の整備は終わっていないが、最後に残ったのは学校との間の遮蔽という話だったが、あれも学校とは、お城を教育的に利用していけばいいと思うし、対立のままで残ってしまった部分があったが、ある程度整理しながら、多少は学校との間に障壁を残しつつ、やっていこうという一定の了解は得られたと思う。

(委員長)

皆さんの答申を受けて、例えば、4つある3つ目の小田原城の保全に関する基本計画の改訂、ということがこれから望ましいということか。さらには植栽管理基本計画の改訂、つまり小田原城の保全というのを大きな視野に入れた植栽計画というのを改訂するということか。

(副委員長)

結局、下の発掘調査も全部済んでいないし、史跡として最終的には江戸期の形を残していこうとなっているけれど、戦国時代の遺構が出てしまったり、その都度変更していかないといけない中で、植栽に関してはここにこれを植えるという計画は現時点では作れない。だから、現状を追認しつつ、今ある中の生えてきてしまっているものを根絶やしにせず、景観を見ながら整理する所は整理しながら、残すところは残していこうということを議論しながらやっついこうということである。最終的にはいろんな整備の、本丸のところも整備がどうなるか分かれば、樹木をどう配置すればいいかもおのずと決まってくるんだろうけれど、現状では今ある中でこの部分は邪魔になるから手を入れようというような形でしかやりようがない。植栽管理自体の新たな計画というよりも、全体の青写真の中に植栽のことも頭に入れながら整備を考えていこうということだと思う。

【質疑応答】

(委員長)

勝山副委員長にも補足していただいてよく理解できたと思うが、ご意見いかがか。

(委員)

新たに発足した小田原城総合管理事務所、これは城に特化したものか。

(事務局)

城址公園係という観光課の一部として、旧中央連絡所だった建物の2階に事務所を構えていたが、それが係相当から課相当になって、名称も小田原城総合管理事務所となった。私どもの管理している総構や城址公園の周りの旧日本たばこの跡地、田中組の跡地、東曲輪のところや新堀土塁のところ、私どもが公有地化して整備して着手したところの維持管理をしてくださる。石垣山についても、去年まではみどり公園課が維持管理していたが、総合管理事務所が維持管理していく。

それから、植栽関係と城址公園の管理と整備の方針についても、史跡以外については、総合管理事務所が見ていく。植栽管理も、具体的には危険木の伐採や日常の樹木の手入れ等、総合管理事務所が観光的な視点からも、私どもも史跡の整備でパートナーとなっているが、そういった面からも適切に管理していくことになった。今度、理念、実務から、植栽専門部会でご協議していただいた具体的な流れを壊さないように維持していつて、また植栽管理の計画については基本構想で定め、具体的には総合管理事務所が主体となって策定していく方向性ができたということです。植栽関係についても、管理、整備については小田原城総合管理事務所の方で、私どもとコミュニケーションを取りながら進めていくことになった。

オ 市指定史跡稲葉一族の墓所の復旧状況について
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

(委員長)

鳥居委員、行かれた時の感想や意見があればどうぞ。

(委員)

今回の案件は、文化財修理として見た場合、市も思うようにできなかったところがあって、いろんな意味で反省しないといけないところがあるように思った。原因がどうい
うところにあるかというのは、所有者の都合もあってなかなか難しいところもあったが、
ボランティアの方が修理に関わったということで、石畳の部分に重機が走ってしまい、
石畳が損傷するなど、本来ならば、市側がもう少し「文化財的な修理はどういうものだ」
という指導、助言が出来ればよかったと思う。あと、厳密に言えば、現状変更が伴って
いるわけだから、書類の整備と言うと事務的に過ぎるようなところがあるが、今の段階
でも修理に伴う現状変更の申請を出させるとかして、記録をきちんと残さないといけな
いという気がした。

(委員)

倒木があつてから、「それは不可能だ」という返事しかなかったが、市の指定の文化
財ということで、文化財としての対応をしなければ当初からまずい、ということはわか
っていたんだけど、所有者の意向は所有者の意向はということで延々と来たわけだ。
そのうち突然ボランティアが入って、倒木や土砂の除去が始まってしまったという。そ
の辺の対応というのは、市がきちっとした姿勢なり指導なりを持たなければ、終わって
しまったらそれまでなので、この時点からスタートせざるを得ないのだが、臨機応変と
いうことと、市が指定しているということでの、きちっとした対応を持たないと。所有
者の姿勢もあるだろうが。

指定候補の問題も、新光明寺の阿弥陀仏像の件で、候補として挙がっていたけれど、
全面修復をしてしまったと。それとは別に、指定しているものなので、今後きちっと、
こういうものに対しての対応は考えないとまずい。定型的に、民間のところは特別ケー
スで市が全面的に出るのは前例になってしまうからまずいという考えでいくならば、い
つまでも民間と市とは話が合わなければできないだろうし。民間がこうやると言ったら、
指定文化財であっても民間リードでやっちゃってしまっているのか、というのは非常に大きな
問題ではないかなと思った。

(委員長)

これは難しいかもしれないが、市は市で、取るべき態度というのはあると思う。今後

の反省材料にもしていただきたい。

カ 旧内野醤油店建造物群の国登録有形文化財の登録について（追加）
事務局より、資料に基づく概要説明を行った。

（委員）

「文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て」ということだが、旧内野醤油店の建造物群が審議対象にあがるというのは、おおもとは市の方から出ているのか。

（事務局）

市の方からである。

（委員）

前に市指定文化財等の候補一覧をあげていただいたが、あの中でもレベルが違うから入っていないとか、これは市指定レベルだとか、県指定レベルだからとかいうのが。要するに、市指定文化財候補とは別にあるということか。登録有形文化財だけではなく、文化財指定候補として、レベルごとに候補名簿が違うのか。

（事務局）

登録有形文化財の候補一覧というのではない。

（委員）

そうではなく、国に上げるまでの間に、国は独自に小田原市とか全国を調査して把握しているわけではなくて、市町村あるいは県から上がってきたものに対して、これは審議対象にしようとか判断するわけですね。その時に、市が国に上げるという判断をするのは、文化財保護委員会には一切話がないのか。

（事務局）

登録について、文化庁からの情報管理について非常に厳しい状況で、今回の登録についても、時間まで指定されて一切外部に漏らすなという形で統制されてしまっているの、こちらの内部でやっているということである。

（委員）

前に2時間半くらい話した時に聞いたが、なんだ、それは。国の審議にかけるか、かけないかはともかく、市の候補一覧には入っていないわけでしょう。

(事務局)

今のお話の中で、市の指定文化財と国の登録有形はまた違うものになる。登録有形というのはいわゆる近代が対象。市の指定は原則として江戸時代以前という形になる。もともと制度が違うので、重なることはあまりないと思う。指定は市、県、国という制度があるから、市で重要な物、県で重要な物、国で重要な物で上がっていったりというのがあると思うが、登録有形というのは活用しながら指定をしていったりとか、少し違うので、その中で被るということはないと思われる。

(委員)

それは行政的な区分けの話であって、文化財としてこれは今後重要だなという候補の話なので、それは有形であろうが何だろうが、候補は候補として、これは国のレベルだ、県のレベルだという以前に、小田原市指定の候補ということ、市指定というのは取ったとしても、小田原市内にある文化財指定候補という中では、なければわからないですよ。

(事務局)

文化財指定ということになると、いわゆる現状変更である。そういう意味で言うと一緒くたにはできないのではないかと。もしやるなら二本立てで。

(委員)

それが行政的な考え方であって、要するに文化財としての指定候補という平らな、行政区分けの種別区分けではない部分で、こういうものが今、検討される可能性としてはありますよ、ということでは、十分、文化財保護委員会の席に一覧としてあがってきてもしかるべきではないか。

(事務局)

先ほども言っているが、指定というのは、文化財指定。こちらは登録有形なのでまた制度が違うから、一緒にやってしまうと混乱するというのはあると思う。だから、二本立てでやるとか、別のものでもやる形にする必要があるのではないかと。

(委員)

文化財の中で、登録有形文化財の範疇だけれど、候補として挙がってきていてもいいのではないかと。

(事務局)

それはわかるが、市の指定、県の指定などの指定文化財と一緒にするのはまた混乱す

るから、二本立てでやるのがいいんじゃないかと思う。

(委員長)

近代のものでも文化財は文化財である。本来は、文化財保護委員会というのがここにあるわけなので、こういうものを把握しているというのが通常のことかなと私は思う。これまでもこれは市の指定候補にはのぼっていなかったんですね。市の指定候補は近代以前のものだというお考えがあるかもしれないが、大きく文化財という範疇でとらえると、近代のものも文化財なので、文化財保護委員会は近代のものを扱わないかという、そういうわけではないので、いろいろな問題が出てくると思う。

(事務局)

私どももそれは把握している。先ほど、原則としてという言葉を使ったが、原則として近世まで。当然、市指定でも近代のものもある。横須賀でも軍事工場や基地の関係とか聖蹟遺跡とかあるので、それは絶対ないというわけではないが、登録有形文化財という制度と指定文化財の制度は違う部分があることはご理解いただければと思う。

(委員長)

文化財保護委員会としては、本来はやはり、小田原市の文化財を把握しておきたいなと。そして、課題があればそれについて議論するような会であるべきだと私は思うが、今回の場合は特殊なもの、急にぱっと決まってしまったということがあるかもしれないが、なるべく情報の共有はしておきたいなと思うが、これは私の個人的な意見である。

(副委員長)

今回口止めされていたというのは、登録有形文化財の場合は、転売されてしまったり、壊れてしまう可能性があるから、押さえられているのか。

(事務局)

そういうことではない。あくまでも登録有形文化財にするのは国だということで、その前に発表なり情報が漏れる事を非常に文化庁が嫌っている。そういう意味で国が発表するまでは何も言うなという話で来ている。

(副委員長)

昔、制度ができ始めたころ、登録するときに文化財保護委員会全員で見に行ったように思う。出して、通った、よかったね、という話だったが。秘密裏にやるようになったのは何かあったのか。

(事務局)

そこまでは把握できていない。

(副委員長)

湯河原の天野屋のところは、登録有形文化財の登録でいくぞと文化庁まで行ったが、建物が売られてしまって、だめになって、あのときは文化庁から湯河原町はひどく叱られた。登録有形文化財というと、まだ所有者が利用していろいろと金銭的な現世での価値のある物が動いているので、そういうのを慎重に、という話なのかなと思って。その辺、以前は小田原市でも事前に僕らも聞いていて、今文化庁に出して、通れば登録有形文化財になるという話を聞いていて、そのくらいのタイミングで現物を見に行ったように思うが、流れが変わったのかなと思って。

(委員)

「指定されたということが正式になるまで、公式の発表はしないでくれ」というのは、国宝でも重文でもそうである。だから登録有形文化財も「小田原市として公式な発表は国がやってからにしてくれ」ということではないのか。文化財保護委員会で、今これを国の登録有形文化財の登録に向けて進めていますという報告は、しても別にそれは問題ないと思う。実際、箱根町は吉田先生もかつてやっていらっしやったが、実際に旅館で使いながら登録有形文化財の建造物がたくさんある。そのときには私たち委員にも「今こういう動きになっていますよ」という報告はあった。だから小田原市だけだめということは多分ないと思う。

(委員)

私も去年、一昨年と何度も、委員会の席ではなくて、事前に2～3時間近く話をして伺う中にこれがたびたび出てきて、それはおかしいだろうと話したが。方法はいかようにでもある。いろんな会議でも傍聴を許可する公開の席と、こういう案件がある場合は傍聴なしに切り替えて、文化財保護委員も行政の委員だから、市の職員と同じ立場である。市の文化財課はこういう審議に上げる候補については、市の職員だからそれを扱う、知っている。文化財保護委員は市の職員じゃないから知らせることもないし、知ってはだめだというみtainな扱い、これ自体がまるっきりおかしい。特別委員なので、それは同列なわけ。もし方法論的にやるとすれば、ここまでは傍聴はOK、ここから先は公にできないので切り替えますと。委員に対してもこれからは秘密会なので資料を出したとしても回収するとか、そういうことを含めてやる方法があると思う。全く市の文化財保護委員会を通さずに文化財課だけが進めているということ自体、どういうレベルでどういう文章で評価、理由説明をしてやっているのかもわからず、「はい決まりました」というだけではおかしいというか、文化財保護委員会がいないんじゃないかというこ

とだと私は思う。

その例が去年の2件。国指定に追加された百姓曲輪と御鐘ノ台大堀切東堀の追加指定の時も、まったくこの委員会にかからず、新聞で見て、2件国指定史跡になったと。そのときも伺ったら今みたいな答えで、加えて、国指定史跡の候補は1件ではだめで2件以上でないと出してくるなという話の説明まであったが、それも変だ。市の文化財保護委員会には枠をはめてでも、きちっと情報を提供した上で、話し合い、審議をするなり、意見を聴取するというのは、文化財課としての仕事の中身だと思う。でなければ、そちらの席からこちらは行政とは関係ない、信頼できないから話は流さないよ、と今後やるのであれば、規則も全部書き換えないといけない。ボランティアで報酬なしということでおやりになるぐらいの覚悟ならおやりになったらよろしいのではないか。

(事務局)

確かにその辺のところを改めて確認をしたり、整理をさせていただいて、ちょっとお時間をいただいで確認作業をさせていただきたいと思う。登録の関係も、中でもその辺はどうなのかなということも実はあったので、もう一度確認、整理したい。

(委員長)

今回の場合は、事務局の方も行政的な関係から、一生懸命やられていたと思う。ただ、今皆さんの意見を聞かれるとわかるように、文化財保護委員会委員の方ではちょっと違和感があるということは強いと思うので、それを受け止めていただいて、これからも文化財保護委員会と文化財課の、文化財についての情報共有をなるべく図っていただきたいと要望したい。

(事務局)

承知しました。ちょっとお時間をいただきたいと思う。

(委員)

私が知っているみたいに思っていたら、ちょっと弁解するが、この内野醤油店の件については、私は全然知らない。これは羽生先生がやられたんですよね。羽生先生がご努力されたということはおっしゃっていただいた方がよい。残念ながら、私は何も関係していない。文化財課だけでやられたということではないですね、どなたかに助けられているわけだから。だけど我々は全然役に立たなかった、保護委員会は関係ないと。小田原市の文化財保護委員会は小田原市の指定を協議するだけであって、県や国は関係ないというスタンスだったらそれは正しいが、今読み直したらそういうふうには書いていない。第1条、2条、3条もだけど、小田原の文化財に関してみんな協議するということですよ。当然今委員長がおっしゃったように情報は共有しないとけない。私が

一人やっけていて黙っているということはないということをお断りしておく。

(委員)

別件だが、昨年度の百姓曲輪の国追加指定と、御鐘ノ台大堀切東堀の追加指定は私はやはり今みたいに、小田原市からどういうふうな文書で上がったのか、見せていただきたいということで、見せていただいたような、いただかないようなことなのだが、少なくとも例えば石丁場の場合、あれを国指定にするにあたって、指定前から市のマイクロバスで現地へ行って、ご説明を皆さんからいただいて、それから国の審議があって、伊東とか他のところと同時に指定になったわけですね。片やそういう方法でやっているが、去年の百姓曲輪や大堀切のところと言うと、今おっしゃったように「これは外に漏らすな」と言う文化庁の指示があったということで。今回も後なのでいいのだが、昨年度の百姓曲輪と大堀切東の部分の小田原市文化財課としてはどのような具申案を作成して国の審議会に資料を提出したのかということは、事後であっても内野醤油店と同じような形で、分厚い資料だろうが、最初の要点の部分だけでもきちっと委員の人に目を通してもらうような機会は事後であっても、していただいた方がよい。その前の年の石丁場と大きな落差がある。資料は次回、ぜひお出しただければ。

(事務局)

百姓曲輪と東堀については、平成 27 年度に指定したもののだが現物はかなり分厚い物なので資料で出すにはコンパクトにさせていただいて、現物は供覧していただく形なら対応できると思う。同じく史跡小田原城跡調査・整備委員会が城跡に関しては管轄しているところもあるので、同様の対応を取りたいと思う。

(委員長)

回覧で回収資料ということでも構わないので、情報共有することを重視してもらったと思う。今回、最後だが、私の方からは、発掘の前年度の調査報告に障子堀のような重要なものが出たところがその後どうなったかを機会があればご説明いただければということと、紹太寺の枝垂桜は果たして今の措置でいいのかどうかということを定期的に現地に行って状態を確認していただきたいということがあげられる。

もう一つは、稲葉家の墓地はもうすぐ完成してしまうかもしれないが、これも短期間ではあるが、紹太寺との関係を密にして復旧状況を見守っていただきたいと思う。これは皆さんから懸案として出ていたものだと思う。どうぞよろしくお願ひします。

(2) その他

(委員)

去年、一昨年、その前と、文化財課とは事前に何回か話をしているので、本当はその

項目が整理されて、議題にするかどうかを事前に委員長なりと話をしてくださっていただければ私がその都度言わなくてもいいのだが、今回新規の状況としては、小田原少年院の移転跡地に裁判所と検察を移転させてというのが、小田原箱根商工会議所から出たというのが、突然新聞にあがっていた。あたかも小田原少年院は移転が決まっているかのようにはさくさくと。今の裁判所のところは小田原城の大手門跡、今、更地になっているところも含めて三の丸の唯一、東京方面から来た場合には小田原城を正面にした景観としては、最も優秀な場所なのだが、少年院の方に移転ということでその後どうするのかは今後の問題というか、商工会議所としてはあそこをおかげ横丁のようなお店屋にするような絵を作っているようだが、そういう意味では市長や市の文化財課等が、大手口門から小田原城の天守閣が見えるようなところや、北条早雲を大河ドラマにしようということを含めて、ああいう広大な敷地が小田原にお客が来る場合のアプローチのバスのスペースにするということがなければ、大河ドラマをやった場合、百何十台とバスが来るのに対してどう考えているのかなど、諸々の話があるが、本命の話は、小田原少年院移転については、不確実だが移転する。今、相模原市にある神奈川医療少年院が東京のあきる野市に移って、今の神奈川医療少年院のところに小田原少年院が移転する方向ではいるが果たしてどうなるかわからない。

去年の第2回の秋の文化財保護委員会の時にお話ししたと思うが、小田原城総構の北側の堀が小田急線を横切る。そこは断面が出ている。それで細い道路が小田急線沿いにある、少年院の敷地があるが、少年院の堀の中ではなく、堀のすぐ北に隣接したところに、堀の敷地痕跡としての幅が今梅林になっていて、ところどころ車を停めるような草地、梅林兼草地のような状態で、ほぼ堀があったであろう幅が大聖院というお寺のところに向かってずっと続いている。移転が決まってしまっただけというより、法務局管理の時点で、前の小田原少年院の所長の意向では、ここを調査して必要ならば指定はOKだというような意向を漏らしていらっしやっただけとも伺っている。小田原少年院の所長は変わるのかわからないが、少なくとも唯一公有地として総構の堀があるであろう場所がそういう状態で、うまい具合で官地として残っているので、小田原市としても、遺構が出る、出ないという問題は調査しないとわからないが、小田原城の北側の総構の平地部分に入ったところで、こういう幅であるのか、ということだけでも非常に貴重な場所なので、今後法務局なりと話をし、調査ができるのであればぜひ調査していただきつつ、箱根口門のところと合わせて国指定史跡へ。箱根口門は国指定史跡の申請は25年か30年位前に出したが、どなたかがつぶしてしまったという話があるので、それとあわせて指定する方向にぜひしていただければと思う。いっぱいあるが、今日はこれくらいにしておく。

(委員)

あそこは敷地全体が弥生時代の遺跡でもある。北側を少し削って、南を埋めているか

ら、南側は良く残っているはず。小田急線を作るために平坦地が広がってしまっている。中里遺跡に次ぐ2番目の弥生時代の遺跡として評価されているから、埋蔵文化財包蔵地として登録されている。調査の対象にはなるだろうが、それをどうするかというのはこれからでしょう。

(委員長)

これで第1回の文化財保護委員会は終了したいと思う。みなさん活発なご議論をありがとうございました。

以上